

西宮市環境政策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市環境基本条例（平成17年西宮市条例第31号）第7条に基づく環境計画を総合的に推進するため、環境に関する重要事項等を審議する組織として、西宮市環境政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表第1に掲げる会長、副会長及び委員で構成する。

(会長等の職務)

第3条 会長は、推進会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を行うものとする。
- 3 前項の規定により副会長が会長の職務を行う場合の順位については、環境局を所管する副市長を第1順位とし、一方の副市長を第2順位とする。

(所掌事務)

第4条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境に関する政策及びこれに基づく各種施策・事業の企画立案及び推進に関する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 推進会議に出席できない委員は、会長の同意を得て、自らが指名する職員を推進会議に出席させることができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に西宮市環境政策推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、第4条各号に掲げる事項に係る課題の整理及びその解決に向けた実務的な整理を行うものとする。
- 3 幹事会は、別表第2に掲げる幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 5 幹事会は、第3号の構成員の他、必要に応じて幹事長が指名する職員を構成員とすることができる。

(作業部会)

第7条 幹事長は、第4条各号に掲げる事項について、複数の部局間での協議調整や専門的な調査検討を行う必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、職員のうちから幹事長が指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会は、調査検討等の内容を推進会議又は幹事会に逐次、報告するものとする。
- 4 その他作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第8条 推進会議及び幹事会の事務局は、環境局環境総括室環境企画課（環境学習都市推進）に置く。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

2 市役所エコ推進会議推進本部設置要綱（平成18年4月1日）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年6月20日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年1月20日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

会長	副会長	委員
市長	副市長（環境局所管） 副市長	教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者 政策局長 総務局長 危機管理監 財務局長 市民局長 産業文化局長 健康福祉局長 こども支援局長 環境局長 都市局長 土木局長 消防局長 上下水道局次長 市立中央病院事務局長 議会事務局長 教育委員会教育次長

別表第2（第6条関係）

幹事長	副幹事長	幹事
副市長（環境局所管）	副市長	政策局長 財務局長 産業文化局長 環境局長 都市局長 土木局長 上下水道局次長 教育委員会教育次長（教育総括室所管） 政策局参与（施設・まちづくり） 政策総括室長 資産管理部長 産業部長 環境総括室長 環境事業部長 環境施設部長 建築・開発指導部長 営繕部長 水道施設部長 下水道部長 教育総括室長 政策推進課担当課長（施設・まちづくり） 環境企画担当課長（環境学習都市推進） 環境企画担当課長（ゼロカーボンシティ） 美化企画課長 事業系廃棄物対策課長